

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第8章 [略]	第1章～第8章 [略]
第9章 短期入所生活介護(第40条～ <u>第50条</u>)	第9章 短期入所生活介護(第40条～ <u>第50条の2</u>)
第10章 短期入所療養介護(第51条～ <u>第58条</u>)	第10章 短期入所療養介護(第51条～ <u>第58条の2</u>)
第11章 特定施設入居者生活介護(第59条～ <u>第65条</u>)	第11章 特定施設入居者生活介護(第59条～ <u>第65条の2</u>)
第12章・第13章 [略]	第12章・第13章 [略]
附則 (電子情報処理組織を使用する方法等)	附則 (電子情報処理組織を使用する方法等)
第2条 <u>条例第9条(条例第47条において準用する場合を含む。)</u> の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1)・(2) [略] (指定訪問介護の具体的取扱方針)	第2条 条例第9条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1)・(2) [略] (指定訪問介護の具体的取扱方針)
第3条 訪問介護員等の行う指定訪問介護(条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) [略] (管理者及びサービス提供責任者の職務)	第3条 訪問介護員等(<u>条例第6条に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。</u>)の行う指定訪問介護(条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) [略] (管理者及びサービス提供責任者の職務)
第4条 条例第29条第3項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。 (1)・(2) [略] (3) サービス担当者会議への出席等により、条例第11条に規定する居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 (4)～(8) [略] (準用)	第4条 条例第29条第3項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。 (1)・(2) [略] (3) サービス担当者会議(<u>条例第14条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。</u>)への出席等により、条例第11条に規定する居宅介護支援事業者(以下「 <u>居宅介護支援事業者</u> 」という。)等と連携を図ること。 (4)～(8) [略] (準用)
第12条 <u>第2条及び第3条</u> の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。	第12条 第2条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。
2 <u>第2条、第3条及び第7条から第10条</u> までの規定は、条例第60条に規定する基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。	2 <u>第2条及び第8条から前条</u> までの規定は、条例第60条に規定する基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。

(記録の整備)

第15条 条例第78条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第79条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) [略]

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第17条 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の行う条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第21条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導(条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) [略]

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者(条例第11条に規定する居宅会議支援事業者をいう。以下同じ。)若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(3)～(5) [略]

2・3 [略]

(設備の基準)

第25条 [略]

(記録の整備)

第15条 条例第78条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第79条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録

(7) [略]

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第17条 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の行う条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) リハビリテーション会議(条例第86条第5項に規定するリハビリテーション会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員(同項に規定する構成員をいう。以下同じ。)と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第21条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導(条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) [略]

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(3)～(5) [略]

2・3 [略]

(設備の基準)

第25条 [略]

(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)

第25条の2 条例第102条第4項の規定による届出は、指定通所介護事業所(指定療養通所介護事業所)における夜間及び深夜の指定通所介護(指定療養通所介護)以外のサービスの提供に関する開始(変更)届出書(別記様式)により行わな

(事業の運営についての重要事項)

第28条 条例第96条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(10) [略]

(記録の整備)

第29条 条例第112条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 省令第105条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(安全・サービス提供管理委員会)

第32条 安全・サービス提供管理委員会は、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。

なければならない。

2 前項の届出をした条例第100条に規定する指定通所介護事業者(次項において「届出指定通所介護事業者」という。)は、同項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の指定通所介護事業所(指定療養通所介護事業所)における夜間及び深夜の指定通所介護(指定療養通所介護)以外のサービスの提供に関する開始(変更)届出書により当該届出に係る条例第102条第4項に規定するサービスを提供する条例第100条に規定する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

3 届出指定通所介護事業者は、条例第102条第4項に規定するサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所(指定療養通所介護事業所)における夜間及び深夜の指定通所介護(指定療養通所介護)以外のサービスの休止(廃止)届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第28条 条例第107条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(10) [略]

(記録の整備)

第29条 条例第112条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 省令第104条の2第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(夜間及び深夜の指定療養通所介護以外のサービスの提供に関する届出)

第29条の2 条例第119条第4項の規定による届出は、指定通所介護事業所(指定療養通所介護事業所)における夜間及び深夜の指定通所介護(指定療養通所介護)以外のサービスの提供に関する開始(変更)届出書(別記様式)により行わなければならない。

2 第25条の2第2項及び第3項の規定は、前項の届出をした条例第115条第2項に規定する指定療養通所介護事業者について準用する。

(安全・サービス提供管理委員会)

第32条 条例第129条第1項に規定する安全・サービス提供管理委員会は、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。

(記録の整備)

第33条 条例第130条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 省令第105条の19において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第35条 [略]

2 第2条及び第29条の規定は、条例第132条に規定する基準該当通所介護の事業について準用する。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第36条 指定通所リハビリテーション(条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の方針は、その提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するとともに、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えることとする。

(記録の整備)

第38条 条例第145条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 省令第119条において準用する省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第39条 第2条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

い。

(記録の整備)

第33条 条例第130条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 省令第105条の19において準用する省令第104条の2第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第35条 [略]

2 第2条及び第26条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

3 第2条及び第26条から第29条までの規定は、条例第132条に規定する基準該当通所介護の事業について準用する。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第36条 指定通所リハビリテーション(条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するとともに、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

(2) リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(記録の整備)

第38条 条例第145条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 省令第119条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第39条 第2条及び第26条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

(記録の整備)

第45条 条例第167条第2項の規則で定める記録等は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) [略]

(設備の基準)

第50条 [略]

(定員の遵守)

第58条 [略]

(事業の運営についての重要事項)

第61条 条例第232条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5)～(9) [略]

(記録の整備)

第62条 条例第236条の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) [略]

(8) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第3号に規定する書類

(事業の運営についての重要事項)

第64条 条例第245条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(記録の整備)

第45条 条例第167条第2項の規則で定める記録等は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録

(6) [略]

(設備の基準)

第50条 [略]

(準用)

第50条の2 第2条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。

2 第2条及び第45条の規定は、条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。

3 第2条及び第41条から第45条までの規定は、条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

(定員の遵守)

第58条 [略]

(準用)

第58条の2 第2条の規定は、指定短期入所療養介護及び条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。

(事業の運営についての重要事項)

第61条 条例第232条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 指定特定施設入居者生活介護(条例第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の内容及び利用料その他の費用の額

(5)～(9) [略]

(記録の整備)

第62条 条例第236条の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(7) [略]

(事業の運営についての重要事項)

第64条 条例第245条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) [略]

(4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5)～(10) [略]

(記録の整備)

第65条 条例第247条の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) [略]

(10) 介護保険法施行規則第64条第3号に規定する書類

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第67条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与(条例第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(保険給付の申請に必要となる書類等の記載事項)

第71条 条例第272条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定特定福祉用具販売事業所の名称

(2)～(4) [略]

附 則

1・2 [略]

3 第38条の規定は、条例附則第17項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第168条」とあるのは「附則第29項において準用する条例第168条」と、同条第3号中「第155条第5項」とあるのは「第155条第5項及び第174条第7項」と読み替えるものとする。

4 [略]

5 第48条の規定は、条例附則第31項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第204条」とあるのは、「附則第42項において準用する条例第204条」と、同条第3号中「第194条第5項」とあるのは「第194条第5項及び第209条第7項」と読み替えるものとする。

(4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の内容及び利用料その他の費用の額

(5)～(10) [略]

(記録の整備)

第65条 条例第247条の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

(1)～(9) [略]

(準用)

第65条の2 第2条の規定は、指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第67条 福祉用具専門相談員(条例第250条に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の行う指定福祉用具貸与(条例第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(保険給付の申請に必要となる書類等の記載事項)

第71条 条例第272条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定特定福祉用具販売事業所(条例第267条に規定する事業所をいう。)の名称

(2)～(4) [略]

附 則

1・2 [略]

3 第2条及び第45条の規定は、条例附則第17項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第168条」とあるのは「附則第29項において準用する条例第168条」と、同条第3号中「第155条第5項」とあるのは「第155条第5項及び第174条第7項」と読み替えるものとする。

4 [略]

5 第2条及び第55条の規定は、条例附則第31項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第204条」とあるのは、「附則第42項において準用する条例第204条」と、同条第3号中「第194条第5項」とあるのは「第194条第5項及び第209条第7項」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第25条の2、第29条の2 関係）

平成 年 月 日

広域振興局長

様

主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

㊞

指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）における夜間及び深夜の指定通所介護（指定療養通所介護）以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書

基本情報	事業所情報	ふりがな			事業所番号						
		名称									
		ふりがな			連絡先	— —					
		代表者氏名				(緊急時) — —					
		所在地	(〒)								
基本情報	宿泊サービス	宿泊サービスの開始（変更）予定年月日									
		利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日
		提供時間	：	～	その他年間の休日						
		1泊当たりの利用料金	宿 泊		夕 食			朝 食			
			円		円			円			
人員関係	人員	宿泊サービスの提供時間帯を通じて配置する職員数	人	時間帯での増員	夕食介助	：	～	：	人		
		朝食介助	：	～	：	人					
		配置する職員の保有資格等	看護職員 ・ 介護福祉士 ・ 左記以外の介護職員 ・ その他 の有資格者（)								
設備関係	宿泊室	個室	合 計	床面積							
			室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		個室以外	合 計	場 所	利用定員	床面積	プライバシー確保の方法				
			室		人	m ²					
					人	m ²					
					人	m ²					
	人	m ²									

消 防 設 備	消火器	有 ・ 無	スプリンクラー設備	有 ・ 無
	自動火災報知設備	有 ・ 無	消防機関へ通報する火災報知設備	有 ・ 無

備考1 床面積に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

2 場所欄は、機能訓練室、静養室等の指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所）の設備としての用途を記載すること。

3 プライバシー確保の方法欄は、衝立、家具、パーテーション等のプライバシーを確保するための方法を記載すること。

(A4)

(指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>介護予防訪問介護（第2条―第8条）</u></p> <p>第3章 <u>介護予防訪問入浴介護（第9条―第14条）</u></p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>第7章 <u>介護予防通所介護（第27条―第35条）</u></p> <p>第8章～第13章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>第2章 介護予防訪問介護</u></p> <p><u>（電子情報処理組織を使用する方法等）</u></p> <p>第2条 <u>条例第9条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げる方法</u></p> <p><u>ア 指定介護予防訪問介護事業者（条例第6条に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>削除</u></p> <p>第3章 <u>介護予防訪問入浴介護（第8条―第14条）</u></p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>第7章 <u>削除</u></p> <p>第8章～第13章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>第2章 削除</u></p> <p><u>第2条から第7条まで 削除</u></p>

要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

(サービス提供責任者の職務)

第3条 条例第26条第3項第2号の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

(1) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向の定期的な把握

(2) サービス担当者会議（条例第14条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等による介護予防支援事業者（条例第11条に規定する介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携の確保

(3) 訪問介護員等（条例第6条に規定する訪問介護員等であってサービス提供責任者でないものをいう。以下この条において同じ。）に対する具体的な援助の目標及び内容の指示並びに利用者の状況に係る情報の伝達

(4) 訪問介護員等の業務の実施状況の把握

(5) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理の実施

(6) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施

(7) 前各号に掲げるもののほか、サービスの内容の管理に係る必要な業務の実施

(事業の運営についての重要事項)

第4条 条例第27条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防訪問介護（条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域（条例第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）

(6) 緊急時等における対応の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(指定介護予防訪問介護の提供に関する記録)

第5条 条例第39条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画
- (2) 条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第6条 訪問介護員等（条例第6条に規定する訪問介護員等をいう。）の行う指定介護予防訪問介護の方針は、条例第5条に定める基本方針及び条例第40条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画（条例第16条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成したときは、当該介護予防訪問介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (5) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供の状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介

介護予防支援事業者（条例第252条第6項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

(9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

(10) 条例第41条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第8号までの規定は、前号の介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第7条 条例第46条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

(2) 介護予防訪問介護が、指定介護予防支援事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

(3) 介護予防訪問介護が、省令第41条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(4) 介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

(5) 同居の家族に対する介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等（条例第43条に規定する訪問介護員等をいう。）の当該介護予防訪問介護に従事する時間を合計した時間が、当該訪問介護員等の介護予防訪問介護に従事する時間を合計した時間のおおむね2分の1を超えない場合

（準用）

第8条 第2条から第6条までの規定は、条例第43条に規定する基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。

第3章 介護予防訪問入浴介護

（電子情報処理組織を使用する方法等）

第8条 条例第51条の2第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げる方法

第3章 介護予防訪問入浴介護

(利用者から支払を受けることができる費用)

第9条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護(条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)を行う場合に要する交通費

(2) [略]

(記録の整備)

第11条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

(1) 条例第57条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 条例第57条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 条例第57条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録

(4) 省令第55条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第12条 第2条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業に

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者(条例第49条に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第51条の2第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

(利用者から支払を受けることができる費用)

第9条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域(条例第51条の4に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護(条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)を行う場合に要する交通費

(2) [略]

(記録の整備)

第11条 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

(1) 条例第51条の13第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録

(4) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。)第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第12条 削除

ついて準用する。

(準用)

第14条 第2条、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、
条例第60条に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業
について準用する。

(記録の整備)

第16条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる
ものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第75条において準用する条例第20条第2項の提供
した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 条例第75条において準用する条例第24条に規定する市
町村への通知に係る記録

(6) 条例第75条において準用する条例第35条第2項の苦情
の内容等の記録

(7) 省令第74条において準用する省令第35条第2項の事故
の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第17条 第2条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業につい
て準用する。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第18条 看護師等(条例第65条に規定する看護師等をいう。)の
行う指定介護予防訪問看護の方針は、条例第64条に定める
基本方針及び条例第76条に定める基本取扱方針に基づき、次
に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計
画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成
すること。

(2)～(8) [略]

(9) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問
日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告
書を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容について
サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指
定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防
訪問看護報告書を主治の医師に定期的に提出すること。

(10)～(13) [略]

(記録の整備)

第20条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる

(準用)

第14条 第8条から第11条まで及び前条の規定は、条例第60条
に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準
用する。

(記録の整備)

第16条 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる
ものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第75条において準用する条例第51条の13第2項の
提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 条例第75条において準用する条例第52条の3に規定す
る市町村への通知に係る記録

(6) 条例第75条において準用する条例第55条の8第2項の
苦情の内容等の記録

(7) 省令第74条において準用する省令第53条の10第2項の
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第17条 第8条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業につい
て準用する。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第18条 看護師等(条例第65条に規定する看護師等をいう。)の
行う指定介護予防訪問看護の方針は、条例第64条に定める
基本方針及び条例第76条に定める基本取扱方針に基づき、次
に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計
画(条例第51条の9に規定する介護予防サービス計画をい
う。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画の内
容に沿って作成すること。

(2)～(8) [略]

(9) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問
日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告
書を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容について
サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指
定介護予防支援事業者(条例第252条第6項に規定する指
定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)に報告すると
ともに、当該介護予防訪問看護報告書を主治の医師に定期
的に提出すること。

(10)～(13) [略]

(記録の整備)

第20条 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる

ものとする。

- (1) [略]
- (2) 条例第85条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第84条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第21条 第2条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第22条 指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、条例第79条に定める基本方針及び条例第86条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

ものとする。

- (1) [略]
- (2) 条例第85条において準用する条例第51条の13第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第84条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第21条 第8条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第22条 指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、条例第79条に定める基本方針及び条例第86条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(3) [略]

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（条例第80条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（条例第87条第1項第1号に規定するリハビリテーション会議をいう。以下同じ。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員（条例第87条第1項第1号に規定する関係者をいう。以下同じ。）と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場
合については、条例第126条第1項第2号及び第39条第1号から第3号までに定める基準を満たすことをもって、条例第87条第1項第2号及び前3号に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 条例第87条第1号及び第2号並びに第1号から第9号までの規定は、前号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第24条 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 省令第93条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第25条 第2条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第26条 指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者（条例第89条に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者をいう。）の職種の区分に応じ、当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 医師又は歯科医師 次に掲げるところによる。

ア・イ [略]

ウ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

エ ウの情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

オ [略]

- (2)・(3) [略]

第7章 介護予防通所介護

(10) [略]

(11) [略]

(12) 条例第87条第1号及び第2号並びに第1号から第10号までの規定は、前号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第24条 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第51条の13第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 省令第93条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第25条 第8条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第26条 指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次の各号に掲げる介護予防居宅療養管理指導従業者（条例第89条に規定する介護予防居宅療養管理指導従業者をいう。）の職種の区分に応じ、当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 医師又は歯科医師 次に掲げるところによる。

ア・イ [略]

ウ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者（条例第51条の4に規定する介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

エ ウの情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議（条例第51条の7に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）に参加することにより行うこと。

オ [略]

- (2)・(3) [略]

第7章 削除

(指定介護予防通所介護事業所の設備の基準)

第27条 条例第100条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により会話の内容が漏れないよう配慮されていること。

(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第28条 条例第101条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護(条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつてその利用者に負担させることが適当と認められるもの

(事業の運営についての重要事項)

第29条 条例第102条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防通所介護の利用定員

(5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用についての留意事項

(8) 緊急時等における対応の方法

(9) 非常災害対策

(10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第30条 条例第107条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

第27条から第35条まで 削除

- (1) 介護予防通所介護計画
- (2) 条例第108条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第108条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第108条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第107条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第31条 第2条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第32条 介護予防通所介護従業者（条例第98条に規定する介護予防通所介護従業者をいう。）の行う指定介護予防通所介護の方針は、条例第97条に定める基本方針及び条例第109条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業所（条例第98条に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、当該介護予防通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (3) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成したときは、当該介護予防通所介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (4) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (5) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (7) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なく

とも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

(9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。

(10) 条例第110条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第8号までの規定は、前号の介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第33条 条例第111条第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものを提供すること。

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないものとし、条例第112条に定める安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全に最大限の配慮をすること。

(基準該当介護予防通所介護事業所の設備の基準)

第34条 条例第115条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において当該食事の提供又は機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により会話の内

容が漏れないよう配慮されていること。

(準用)

第35条 第2条、第28条から第30条まで並びに第32条及び第33条の規定は、条例第113条に規定する基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。

(記録の整備)

第37条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) [略]
- (2) 条例第124条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第124条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第123条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第38条 第2条及び第28条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第39条 介護予防通所リハビリテーション従業者(条例第118条に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者をいう。)の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、条例第117条に定める基本方針及び条例第125条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(3) [略]

(4) [略]

(記録の整備)

第37条 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) [略]
- (2) 条例第124条において準用する条例第51条の13第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第124条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第123条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第38条 第8条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第39条 介護予防通所リハビリテーション従業者(条例第118条に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者をいう。)の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、条例第117条に定める基本方針及び条例第125条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(3) [略]

(4) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、条例第87条第1項第2号及び第22条第1号から第3号までに定める基準を満たすことをもって、条例第126条第1項第2号及び前3号に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 条例第126条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第8号までの規定は、前号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第40条 条例第127条第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者(条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものを提供すること。

(2) [略]

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

第41条 条例第133条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 指定介護予防短期入所生活介護事業所(条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第105条の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第143条において準用する条例第105条の訓練については、アの計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2 [略]

3 条例第133条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) [略]

(2) 浴室 要支援者(法第7条第4項に規定する要支援者

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 条例第126条第1項第1号及び第2号並びに第1号から第9号までの規定は、前号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第40条 条例第127条第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものを提供すること。

(2) [略]

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

第41条 条例第133条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 指定介護予防短期入所生活介護事業所(条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第121条の4の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第143条において準用する条例第121条の4の訓練については、アの計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2 [略]

3 条例第133条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) [略]

(2) 浴室 要支援者(介護保険法(平成9年法律第123号

をいう。以下同じ。)が入浴するのに適したものとすること。

(3)・(4) [略]

4 [略]

(記録の整備)

第45条 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第143条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第143条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第143条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 省令第142条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(入浴又は清拭)

第47条 [略]

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

第48条 条例第154条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第105条の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第160条において準用する第143条において準用する条例第105条の訓練については、アの計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2～4 [略]

。以下「法」という。)第7条第4項に規定する要支援者をいう。以下同じ。)が入浴するのに適したものとすること。

(3)・(4) [略]

4 [略]

(記録の整備)

第45条 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第143条において準用する条例第51条の13第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第143条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第143条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録

(6) 省令第142条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(入浴又は清拭)

第47条 [略]

(準用)

第47条の2 第8条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

第48条 条例第154条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第121条の4の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第160条において準用する第143条において準用する条例第121条の4の訓練については、アの計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2～4 [略]

(記録の整備)

第58条 条例第181条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第182条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第182条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第182条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 省令第195条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(記録の整備)

第67条 条例第217条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 条例第209条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 条例第218条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 条例第218条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録

(8) 省令第245条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(入浴又は清拭^{しき})

第69条 [略]

(記録の整備)

第72条 条例第234条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第235条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第235条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録

(5) 条例第235条において準用する条例第209条第2項に規

(記録の整備)

第58条 条例第181条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第182条において準用する条例第51条の13第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第182条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 条例第182条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録

(6) 省令第195条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(記録の整備)

第67条 条例第217条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 条例第218条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 条例第218条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録

(7) 省令第245条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(入浴又は清拭^{しき})

第69条 [略]

(準用)

第69条の2 第8条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(記録の整備)

第72条 条例第234条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第235条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第235条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録

定する利用者の同意等に係る書類

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 省令第262条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第73条 第68条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第5号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは、「他の条例第228条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び条例第226条に規定する受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第76条 条例第248条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 条例第249条において準用する条例第20条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第249条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第249条において準用する条例第35条第2項の苦情の内容等の記録

(5) [略]

(6) 省令第276条において準用する省令第35条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第77条 第2条の規定は、条例第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第79条 第2条、第74条から第76条まで及び第78条の規定は、条例第253条に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(記録の整備)

第81条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 条例第263条において準用する条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 省令第262条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第73条 第8条及び第68条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第5号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは、「他の条例第228条に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び条例第226条に規定する受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第76条 条例第248条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 条例第249条において準用する条例第51条の13第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第249条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第249条において準用する条例第55条の8第2項の苦情の内容等の記録

(5) [略]

(6) 省令第276条において準用する省令第53条の10第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第77条 第8条の規定は、条例第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(準用)

第79条 第8条、第74条から第76条まで及び前条の規定は、条例第253条に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(記録の整備)

第81条 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 条例第263条において準用する条例第52条の3に規定する市町村への通知に係る記録

<p>(3) 条例第263条において準用する<u>第35条第2項</u>の苦情の内容等の記録</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 省令第289条において準用する省令<u>第35条第2項</u>の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(準用)</p> <p>第82条 <u>第2条</u>及び第75条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売(条例第255条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業について準用する。この場合において、同条第4号中「利用料」とあるのは、「販売費用の額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 第45条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>同条第3号から第5号までの規定中「第143条」とあるのは「附則第23項において準用する条例第143条」と、同条第6号中「省令第142条において準用する省令」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の省令(以下「改正前省令」という。)</u>第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>(3) 条例第263条において準用する<u>条例第52条の8第2項</u>の苦情の内容等の記録</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 省令第289条において準用する省令<u>第53条の10第2項</u>の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(準用)</p> <p>第82条 <u>第8条</u>及び第75条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売(条例第255条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業について準用する。この場合において、同条第4号中「利用料」とあるのは、「販売費用の額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 第45条<u>及び第46条</u>の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第45条第3号から第5号までの規定中「第143条」とあるのは「附則第23項において準用する条例第143条」と、同条第6号中「省令第142条において準用する省令」とあるのは「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)による改正前の省令(以下「改正前省令」という。)</u>第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と、<u>第46条中「第144条」とあるのは「附則第28項において準用する条例第144条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 第58条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>同条第3号から第5号までの規定中「第182条」とあるのは「附則第37項において準用する条例第182条」と、同条第6号中「省令第195条において準用する省令」とあるのは「改正前省令第173条において準用する改正前省令第142条において準用する改正前省令」と読み替えるものとする。</u></p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成26年岩手県規則第11号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第4条 条例第15条第2項に規定する介護支援専門員が行う	(指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第4条 条例第15条第2項に規定する介護支援専門員が行う

<p>指定居宅介護支援の方針は、次に掲げる方針とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) 第1号から第9号までの規定は、<u>第10号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第6条 条例第31条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>第4条第10号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>指定居宅介護支援の方針は、次に掲げる方針とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) 第1号から第9号までの規定は、<u>第11号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) <u>指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第6条 条例第31条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>第4条第11号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
<p>2 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第4条 条例第15条第2項に規定する介護支援専門員が行う指定居宅介護支援の方針は、次に掲げる方針とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第4条 条例第15条第2項に規定する介護支援専門員が行う指定居宅介護支援の方針は、次に掲げる方針とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福</p>

祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき又は利用者が介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(16)～(25) [略]

祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき又は利用者が介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(16)～(25) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条中表2の項の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。
(介護予防訪問介護に関する経過措置)
- 2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第25号。以下「一部改正条例」という。）附則第3項に規定する旧指定介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は旧基準該当介護予防訪問介護（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、第2条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第2条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護について一部改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項第2号に規定する旧指定介護予防サービス等基準条例（以下「第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）の規定を適用する場合においては、第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例第6条中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」とする。
- 4 一部改正条例附則第4項の規定により第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定を準用する場合における同項の規定による第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第3条第1項の規定により読み替えて準用する同令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第8条第2項	指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平	法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（第5条に規定する

	成24年岩手県条例第74号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条に規定する指定訪問介護事業者	指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に定める	市町村の定める当該第一号訪問事業の

5 一部改正条例附則第5項の規定により第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定を準用する場合における同項の規定による第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える第3項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第43条	省令	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第3条第2項の規定により読み替えて準用する同令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の省令
第45条第2項	指定居宅サービス等基準条例第43条に規定する基準該当訪問介護の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（第43条に規定する基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に定める	市町村の定める当該第一号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

6 一部改正条例附則第6項に規定する旧指定介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は旧基準該当介護予防通所介護（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、第2条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第2条（第31条及び第35条において準用する場合に限る。）、第27条、第28条から第30条まで（第35条において準用する場合を含む。）、第31条、第32条（第35条において準用する場合を含む。）、第33条（第35条において準用する場合を含む。）、第34条及び第35条の規定は、なおその効力を有する。

7 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護について一部改正条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項第2号に規定する旧指定介護予防サービス等基準条例（以下「第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）の規定を適用する場合においては、第37条中「省令」とあるのは、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「省令」という。）」とする。

8 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第25条の2の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が一部改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用される第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例第100条第3項に規定するサービスを開始し、休止し、若しくは廃止しようとする場合又は当該サービスの内容を変更した場

合について準用する。

- 9 一部改正条例附則第8項の規定により第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定を準用する場合における同項の規定による第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第98条	省令	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第5条第1項の規定により読み替えて準用する同令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の省令
第100条第4項	指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護事業者	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（第97条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護の事業	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに定める	市町村の定める当該第一号通所事業の

- 10 一部改正条例附則第9項の規定により第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定を準用する場合における同項の規定による第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える第6項第2号旧指定介護予防サービス等基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第113条	省令	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第5条第2項の規定により読み替えて準用する同令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第5条の規定による改正前の省令
第115条第4項	指定居宅サービス等基準条例第132条に規定する基準該当通所介護の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（第113条に規定する基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに定める	市町村の定める当該第一号通所事業の